

(趣旨)

第1条 この規程は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第3条第5項の規定に基づき、茨城県立医療大学（以下「本学」という。）の教授、准教授、講師、助教及び助手の採用及び昇任の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(教授の資格)

第2条 本学の教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準すると認められる者
- (3) 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- (4) 大学において教授、助教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- (5) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者
- (6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(准教授の資格)

第3条 本学の准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 大学において助教又はこれに準する職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- (3) 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (4) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
- (5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

(講師の資格)

第4条 本学の講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第2条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

(助教の資格)

第5条 本学の助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 第2条各号又は第3条各号のいずれかに該当する者
- (2) 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については学士の学位）を有する者又は専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

(助手の資格)

第6条 本学の助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者
- (2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

(選考)

第7条 教員の選考は、教授会の議に基づき、学長が行う。

(選考の申出)

第8条 学科長、センター長、専攻科長及び付属病院長は、教員の選考の必要が生じたときは、採用又は昇任の別を明示したうえで、速やかにその旨を学長に申し出るものとする。

2 前項の申出は、定年退職等でその時期が予定されるときは、少なくとも6か月前までに行うものとする。

(審査機関)

第9条 学長は、前条第1項の申出があったときは、選考に必要な審査等を大学運営会議に命ずるものとする。

2 大学運営会議は、第1項の審査を行うため、審査案件ごとに人事専門委員会を置く。

3 人事専門委員会の組織及び運営等に関する事項は、大学運営会議の議に基づき、学長が定める。

(採用の審査等)

第10条 学長は、第8条第1項の規定による採用の申出があったときは、教授会の議に基づき、教員候補者の募集を行うものとする。

2 前項の募集は、公募により行う。ただし、特に必要があると認めるときは、公募によらないことができる。

3 学長は、第1項の募集による応募者があったときは、人事専門委員会に教員候補者の審査を命ずるものとする。

4 人事専門委員会は、前項の審査を行った結果、教員候補者として適当と認められる者があったときは、その者のうちから1人を選定しなければならない。

(昇任の審査等)

第11条 第8条第1項の規定による昇任の申出があったときは、大学運営会議の議に基づき、人事専門委員会に昇任候補者の審査を命ずるものとする。

2 人事専門委員会は、前項の審査において、昇任の適否を判断しなければならない。

(学長及び大学運営会議への報告)

第12条 人事専門委員会は、第10条第4項の選定を行ったとき又は前条第2項の判断を行ったときは、その経過及び結果を、速やかに学長及び大学運営会議に報告しなければならない。

(候補者の決定)

第13条 学長は、前条の報告があったときは、教授会の議に基づき、教員候補者又は昇任候補者を決定する。

(審査基準)

第14条 第10条第3項及び第11条第1項の審査に必要な基準は、教授会の議に基づき、学長が定める。

(疑義の決定)

第15条 この規程の実施及び解釈に疑義が生じた場合は、教授会の議に基づき、学長が定める。

付 則

1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。

2 教員採用の年次計画が完成に至るまでの間における教員採用計画に基づく教員の選考は、この規程にかかわらず行うものとする。

付 則

この規程は、平成 14 年 7 月 17 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 16 年 7 月 21 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 25 年 12 月 18 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。